

道路上での工事に関する注意事項

今回公募を行う各エリアにおける自転車駐車場の駐輪機器設置に際しては、電気・通信線を地中に配管する必要が生じますが、地中配管にあたり、道路の掘削、管路の埋設、舗装の復旧については、各々基準があります。以下に示す資料などを参考に、掘削幅、掘削深さ、復旧構造を決定し、工事の計画を立てて実施してください。

I. 地下埋設物の深さの取扱いについて

1. 一般的な埋設深さの基準

「車道一般」

路面から 1.2 m以上 を確保すること。

「歩道一般」

路面から 1.2 m以上 を確保すること。

2. 浅層埋設管の埋設深さの基準

以下の基準を守ることを条件に、「1. 一般的な埋設深さの基準」よりも浅い埋設を許可するもので、浅層埋設管として適用することができる。

「浅層埋設管適用対象事業者及び管路の種類（規格）、管径」

(1) 電気事業

・鋼管（J I S G 3 4 5 2）	2 5 0 mm以下のもの
・強化プラスチック複合管（J I S A 5 3 5 0）	2 5 0 mm以下のもの
・硬質塩化ビニル管（J I S K 6 7 4 1）	3 0 0 mm以下のもの
・コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度 5 4 kgf/c m ² 以上）	1 2 5 × 9 条以下のもの
・ケーブル保護管路（K G P）	8 0 ~ 1 2 5 mm
・P F P 管（電力用強化プラスチック管）	1 2 5 ~ 2 0 0 mm

(2) 電気通信事業等

・硬質塩化ビニル管（J I S K 6 7 4 1）	7 5 mm以下のもの
・鋼管（J I S G 3 4 5 2）	7 5 mm以下のもの
・ケーブル保護管路（K G P）	8 0 ~ 1 2 5 mm
・P F P 管（電力用強化プラスチック管）	1 2 5 ~ 2 0 0 mm

※上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。

※管径については、呼び径で表示されるものを含む。

※（1）及び（2）以外の管路等の種類（規格）以外の管路等を今般の措置の対象とする場合は、2 項（1）～（2）に掲げるものと同等以上の強度を有することを示す説明資料を提出し、本市の承認を受けること。

「埋設深さの基準」

(車道浅層埋設管)

- ・舗装厚+0.3m以下としないこと。但し、0.6m以下としないこと。

※街渠下に浅層埋設する場合は、車道扱いとする。また、街渠下に縦断して埋設する場合は別途協議とする。

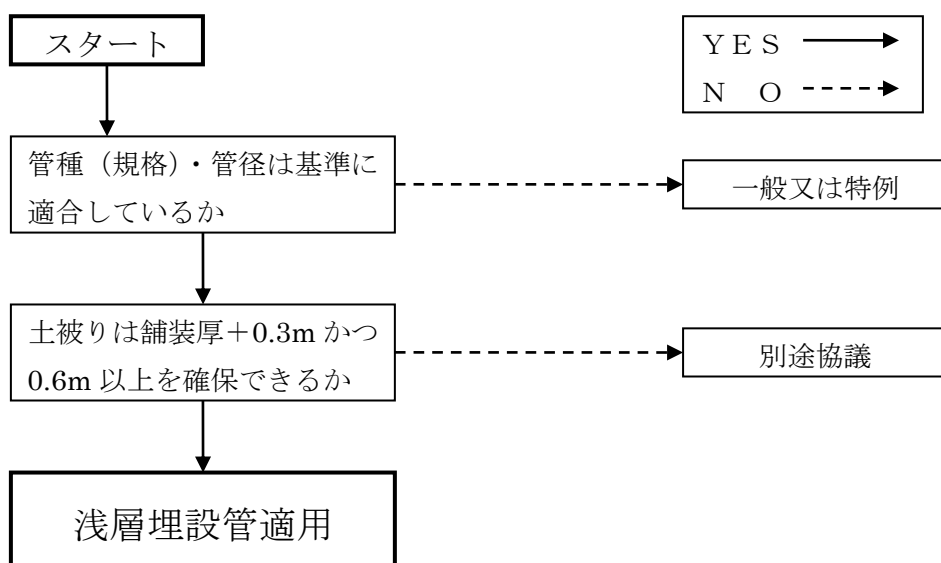
※一般的に埋設深さの検討にあたっては、将来的に歩道設置・道路補修工事等により路面が切り下げられて深さの基準を満たさなくなる場合は支障となるのでこれを考慮すること。なお、埋設深さの検討の判断基準として、概ね既設の地先境界ブロックからの深さを参考とすること。

(歩道浅層埋設管)

- ・舗装厚+0.3m以下としないこと。但し、0.6m以下としないこと。

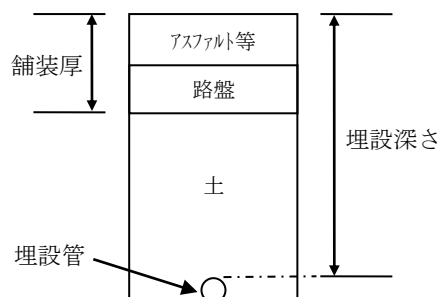
※将来、当該歩道部に切り下げ部（乗入れ部）が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合は、この限りではない。

「浅層埋設管の適用について」



「浅層埋設管に関する運用について」

- ・ 舗装厚とは路面から路盤の最下面までの距離をいう。
- ・ 管路の埋設深さとは地表面から管の頂部までとする。ただし、引込管が接続されて本管より上部にある場合はその引込管の頂部とする。
- ・ 防護コンクリート等がある場合の埋設深さは、地表面から防護コンクリート等の頂部までとする。



3. その他留意事項

(植栽部一般・浅層埋設管)

植栽部は道路付属物であるため、埋設深さについては一般・浅層埋設ともに属する道路と同様に扱うものとする。ただし、縦断方向に管路を敷設する場合は高木植栽で必要とする最低土被りである0.9m以上を確保すること。

(一般に対する特例)

道路幅員4m以下の道路並びに歩道上で地先境界より1.0m以内については浅層埋設管に関わらず1.0m以上とすることができる。

II. 他の埋設管との離隔に関する事項

1. 埋設物の交差する箇所での離隔について

- ・ 道路に管路等を埋設する場合、下表の離隔を確保すること。やむを得ず確保できない場合は当該埋設物管理者と協議を行うこと。

区分	平行	交差	構造物	記事
E・KOPT	30cm	30cm	30cm	特別高圧(7000Vを超える)：60cm(平行・交差)但し、地中弱電流電線が光ファイバーケーブルの場合は30cm(平行・交差)
T	30cm	上越し30cm 下越し15cm	30cm	
G	低・中圧 サイズにより 30~40cm	30cm	30cm	平行：φ400以上は40cm
	高圧	30cm	30cm	平行・交差等すべてにおいて、Wとの離隔は70cm
W	φ500mm未満 30cm	30cm但し、 500mm以上の 纏手箇所は 50cm	50cm	
	φ500mm以上 50cm			
S	40cm	40cm	40cm	

Ⅲ. 事故防止に関する事項

1. 事故防止のための措置

- ①関係する公共団体（機関）及び公益事業者の指示・指導並びに協議による条件等を遵守し、公衆災害防止に万全を期するよう心掛けること。
- ②防災対策に配慮し万一、可燃性ガス漏れ、その他の災害が発生した場合は、適正な警戒区域を速やかに設定し、付近住民らの避難の実施や関係する公共団体（機関）及び公益事業者への連絡・報告など迅速な処置をとれる様心掛けること。
- ③工事中の保安対策（保安体制・保安方法・事故防止対策・安全衛生管理対策等）に心掛けること。
- ④工事施工にあたっては、既設埋設物の状況を調査し、関係する埋設物の管理者と防護措置をはじめ安全対策について心掛けること。

Ⅳ. 舗装の復旧に関する事項

1. 埋設後の舗装の復旧範囲について

舗装の復旧範囲については、道路掘削跡復旧工事施行要綱を遵守すること。
なお、国道1号については、大阪国道事務所の指示に従うこと。

2. 舗装復旧構造について

舗装の復旧構造については、道路掘削跡復旧工事施行要綱を遵守すること。
なお、国道1号については、大阪国道事務所の指示に従うこと。